（登録認定機関の登録更新手数料）

第二十七条　令第七条の主務省令で定める額は、次の各号に掲げる施設認定農林水産物等の種類ごとに、当該各号に定める額とする。

一　第二十二条第一項第一号イに規定する業務を行う登録認定機関が認定等を行う施設認定農林水産物等　十一万三千五百円

二　第二十二条第一項第一号ロに規定する業務を行う登録認定機関が認定等を行う施設認定農林水産物等　九万五千九百円

三　第二十二条第一項第一号ハに規定する業務を行う登録認定機関が認定等を行う施設認定農林水産物等　一万二千百円

（登録認定機関の認定等に関する業務の方法に関する基準）

第二十八条　法第二十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項に関し主務大臣が定める基準とする。

一　認定等の実施方法

二　施設の認定の取消しその他の措置の実施方法

（登録認定機関の業務規程の規定事項）

第二十九条　法第二十五条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　認定等の実施方法

二　認定等に関する手数料の算定方法

三　その他法第二十五条第一項の主務大臣が定める事項

（登録認定機関の業務の休廃止の届出）

第三十条　法第二十六条第一項の規定による届出をしようとする登録認定機関は、同項の主務大臣が定める様式により届出書を作成し、当該主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の届出書の提出は、センターを経由して行うものとする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第三十一条　法第二十七条第二項第三号の主務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第二十七条第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録認定機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（登録認定機関の帳簿の記載等）

第三十二条　登録認定機関は、次項各号に掲げる事項について、施設認定農林水産物等の種類及び第二十二条第一項第一号イからハまでに規定する業務の内容ごとに帳簿に記載し、当該帳簿を最終の記載の日から五年間保存するものとする。

2　法第三十一条の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　認定等を申請した者の名称、法人番号及び住所

二　認定等の申請を受理した年月日

三　認定等の申請に係る施設の名称及び所在地

四　認定等をするかどうかを決定した年月日

五　前号の決定の結果

（立入調査等をする職員の身分を示す証明書）

第三十三条　法第三十八条第三項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式一又は別記様式二によるものとする。

2　法第三十九条第二項において準用する法第三十八条第三項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式三によるものとする。

（主務大臣）

第三十四条　法（次項及び第三項に規定する規定を除く。）における主務大臣は、財務大臣、厚生労働大臣及び農林水産大臣とする。

2　法第十五条第一項（輸出証明書の発行に関する手続に係る部分を除く。）、第十七条（適合施設の認定及び確認に関する手続に係る部分を除く。）及び第三十八条における主務大臣は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一　衛生証明書の発行並びに適合施設の認定及び確認に関する事項　厚生労働大臣又は農林水産大臣であって、輸出に係る農林水産物又は食品の生産、製造、加工又は流通を所管する大臣

二　自由販売証明書及び漁獲証明書等の発行に関する事項　農林水産大臣

三　放射性物質検査証明書等の発行に関する事項　次に掲げる農林水産物又は食品の種類に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める大臣

イ　酒類又はたばこ　財務大臣

ロ　イに掲げるもの以外のもの　農林水産大臣

四　第二条第五号に掲げる輸出証明書の発行に関する事項　財務大臣、厚生労働大臣又は農林水産大臣であって、輸出に係る農林水産物又は食品の生産、製造、加工又は流通を所管する大臣

3　法第十六条（適合区域の指定及び確認に関する手続に係る部分を除く。）、第五章第二節（登録認定機関の登録に関する手続に係る部分を除く。）及び第三十九条における主務大臣は、農林水産大臣とする。

（権限の委任）

第三十五条　法第十五条第一項並びに第三十八条第一項及び第五項（法第十五条第一項に係る部分に限る。）の規定による財務大臣の権限は、輸出証明書に係る農林水産物又は食品が生産され、製造され、加工され、又は流通する区域を管轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）又は税務署長に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2　法第十五条第一項並びに第三十八条第一項及び第五項（法第十五条第一項に係る部分に限る。）の規定による厚生労働大臣の権限は輸出証明書に係る農林水産物又は食品が生産され、製造され、加工され、又は流通する区域を管轄する地方厚生局長に、法第十七条第一項、第四項及び第五項並びに第三十八条第一項及び第五項（法第十七条第一項に係る部分に限る。）の規定並びに法第三十八条第六項の規定において準用する法第十七条第六項の規定による厚生労働大臣の権限は認定等に係る適合施設の所在地を管轄する地方厚生局長に、それぞれ委任する。ただし、厚生労働大臣が自らこれらの権限を行うことを妨げない。

3　法第十五条第一項並びに第三十八条第一項及び第五項（法第十五条第一項に係る部分に限る。）の規定による農林水産大臣の権限は輸出証明書に係る農林水産物又は食品が生産され、製造され、加工され、又は流通する区域を管轄する地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。以下この項において同じ。）に、法第十七条第一項、第四項及び第五項（法第十七条第一項に係る部分に限る。）の規定並びに法第三十八条第一項及び第五項（法第十七条第一項に係る部分に限る。）の規定において準用する法第十七条第六項の規定による農林水産大臣の権限は認定等に係る適合施設の所在地を管轄する地方農政局長に、それぞれ委任する。ただし、農林水産大臣が自らこれらの権限を行使することを妨げない。

（雑則）

第三十六条　この省令に定めるもののほか、この省令の実施に必要な事項は、主務大臣が定める。

附　則

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

2　第六条第一項の規定は、令和七年四月一日以降に申請される輸出証明書について、適用する。

3　輸出に係る農林水産物又は食品が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設であって、法の施行前に輸出先国の政府機関が定める要件に適合していたものとして農林水産大臣が認めるものは、法第十七条第一項から第三項までの規定により認定された適合施設とみなす。